

犬猫を販売されている業者の方へ

動物愛護管理法等の改正に伴い、平成 25 年 9 月 1 日から新たに下記について対応が必要となります。

◎ 犬猫等健康安全計画の届出について

すでに登録を受けて犬や猫を販売されている業者で、9 月 1 日以降も犬や猫を販売される方は、平成 25 年 11 月 30 日までに、犬猫等健康安全計画を記載した犬猫等販売業営業届の提出が必要となります（附則様式（附則第 4 条関係））。

- 犬猫等販売業者は、自ら策定した犬猫等健康安全計画を遵守してはなりません。また、獣医師との連携の確保や終生飼養の確保も義務付けられました。
- 既に登録を受けている業者の方で、9 月 1 日以降、新たに犬や猫の販売を始めようとする方も、犬猫等健康安全計画の作成、提出が必要になります（様式第 6 の 2（第 5 条第 1 項関係））。

○ 幼齢個体の販売制限について

出生後 45 日を経過しない犬及び猫の販売並びに販売のための展示・引渡しは禁止されています。（繁殖を行っている犬猫等販売業者に限ります。）

※平成 28 年 8 月 31 日までは 45 日、それ以降法に定める日までの間は 49 日が規制の対象になります。

※日齢の数は、生まれた日は計算せず、生まれた次の日から 1 日として計算します。

○ 帳簿の作成について

飼養する犬及び猫の個体ごとに、①品種等、②繁殖者名等、③生年月日、④所有日、⑤購入先、⑥販売日、⑦販売先、⑧販売先が関係法令に違反していないことの確認状況、⑨販売担当者名、⑩対面説明等の実施状況等、⑪死亡した場合には死亡日、⑫死亡原因について帳簿に記載し、5 年間保存しなければなりません。

※パソコンなど電磁的方法による記録も認められています。

※取引伝票など帳簿の記載事項に関する情報が記載された書類を整理して保存するよう努めて下さい。

◎ 所有状況の報告について（犬猫等販売業者定期報告届出書）

毎年度、5 月 30 日までに、金沢市保健所衛生指導課に、前年度の①年度当初の犬猫の所有数、②月毎に新たに所有した犬猫の所有数、③月毎に販売等した又は死亡した犬猫の数、④年度末の犬猫の所有数を届け出てください（様式第 11 の 2（第 10 条の 3 第 1 項関係））。

なお、平成 25 年度における報告の対象期間は、平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間となります。